

秋田市公告

次のとおり要件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和6年2月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 名 称	市有林素材販売（間伐材）
(2) 仕様書等	別紙のとおり
(3) 履行場所	秋田市河辺北野田高屋字獅子岱地内（土場）
(4) 予定価格 （最低入札価格）	8,190,000円（税抜）
(5) 入札要件	<p>① 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。</p> <p>② 市内製材所等との販売協定による素材売払いが可能であること。</p> <p>③ 過去5年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と立木および素材の売買契約を締結し、履行した実績を2回以上有する者であること。</p> <p>④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。</p> <p>⑥ 市税に滞納がないこと。</p> <p>⑦ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的</p>

		に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
(6) 受 付		
日 時	令和6年3月14日（木） 午前9時から午前9時50分まで	
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-B	
(7) 入 札		
日 時	令和6年3月14日（木）午前10時	
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-B	
(8) 契 約 日	令和6年3月19日（火）（予定）	

2 提出書類等について

(1) 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「実績調書等」という。）を受付時に提出すること。

ア 業務履行実績調書【様式3】および契約書等の写し

※入札参加要件の③を確認できること

※秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により入札保証金の免除を希望する場合は、そのことを確認できる内容であること

イ 完納証明書（市税に未納がない納税証明書で、令和6年1月1日以降に発行されたもの）（写し可）

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書、あるいは徴収猶予許可通知書等）（写し可）

ウ 登記簿謄本（写し可）※申込日から3ヶ月以内に発行されたもの

エ 誓約書【様式4】

オ 入札保証保険契約に係る書類の写し（秋田市財務規則第109条第1項第1号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）

- (2) (1) のアおよびエの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

3 入札保証金について

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上（1円未満切上）に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

ただし、秋田市財務規則第109条第1項第1号および第2号の規定（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金を免除する。

第1号に該当する場合は入札保証保険契約に係る書類の写しを、第2号に該当する場合は業務履行実績調書【様式3】および契約書等の写しを受付時に提出してください。

※第1号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

第2号：入札参加者が過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- (4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

4 入札について

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 入札参加希望者は、受付時間までに受付を済ませること。
- (3) 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記

載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とする。

(4) 予定価格以上の価格で申込みをした方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とする。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出すること。

なお、入札書には代理人の印を押印すること。

5 入札無効に関する事項

(1) 郵便による入札は認めないものとする。

(2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

6 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。

ただし、秋田市財務規則第128条第1項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

なお、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

7 その他

(1) 実績調書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された実績調書等は、返却しないものとする。

(3) 実績調書等に関する問い合わせ先

秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当

電話 018-888-5722

(4) 仕様書等の内容に関する問い合わせ先

秋田市産業振興部農地森林整備課 森林整備担当

電話 018-888-5739